

公立大学法人富山県立大学情報セキュリティポリシー

平成 28 年 4 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 公立大学法人富山県立大学（以下「本学」という。）情報システムは、本学のすべての教育・研究活動及び運営の基盤として設置され、運用されるものである。本ポリシーは、本学における情報システムの運用及び管理について必要な事項を定め、もって本学が管理する情報資産を様々な脅威から適切に保護し、その機密性、完全性及び可用性を維持することを目的とする。

(運用の基本方針)

第 2 条 前条の目的を達するため、本学情報システムは、円滑で効果的な情報流通を図るために、本ポリシー及び、別に定める「富山県立大学情報セキュリティ対策基準」（以下「対策基準」という。）により、優れた秩序と安全性をもって安定的かつ効率的に運用され、全学に供用される。

(適用範囲)

第 3 条 本ポリシーは、本学情報システムを運用・管理するすべての者、並びに利用者及び臨時利用者に適用する。

(利用者の義務)

第 4 条 本学情報システムを利用する者や運用の業務に携わる者は、本ポリシーに沿って利用し、対策基準を遵守しなければならない。

(罰則)

第 5 条 本ポリシー及びそれに基づく規程に違反した場合の利用の制限および罰則を定めることができる。

(定義)

第 6 条 本ポリシーにおいて、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

1 情報システム

情報処理及び情報ネットワークに係わるシステムで、次のものをいい、本学情報ネットワークに接続する機器を含む。

- (1) 本学により、所有又は管理されているもの
- (2) 本学との契約あるいは他の協定に従って提供されるもの

2 情報

情報には次のものを含む。

- (1) 情報システム内部に記録された情報
- (2) 情報システム外部の電磁的記録媒体に記録された情報
- (3) 情報システムに関係がある書面に記載された情報

3 情報資産

情報システム並びに情報システム内部に記録された情報、情報システム外部の電磁的記録媒体に記録された情報及び情報システムに関係がある書面に記載された情報をいう。

4 対策基準

本ポリシーに基づいて策定される対策基準をいう。

5 手順

対策基準に基づいて策定される具体的な手順やマニュアル、ガイドラインを指す。

6 利用者

教職員等及び学生等で、本学情報システムを利用する許可を受けて利用するものをいう。

7 教職員等

本学を設置する法人の役員及び、本学に勤務する常勤又は非常勤の教職員（派遣職員を含む）その他、情報セキュリティ管理責任者が認めた者をいう。

8 学生等

本学通則に定める学部学生、大学院学生、研究生、研究員、研修員並びに研究者等、その他、情報セキュリティ管理責任者が認めた者をいう。

9 臨時利用者

教職員等及び学生等以外の者で、本学情報システムを臨時に利用する許可を受けて利用するものをいう。

10 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

11 電磁的記録

電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、コンピュータによる情報処理の用に供されるものをいう。

12 インシデント

情報セキュリティに関し、意図的または偶発的に生じる、本学規程または法律に反する事故あるいは事件をいう。

13 明示等

情報を取り扱うすべての者が当該情報の格付けについて共通の認識となるように措置することをいう。

（情報セキュリティ最高責任者）

第7条 本学情報システムの運用に責任を持つ者として、本学に情報セキュリティ最高責任者（以下「最高責任者」という。）を置き、情報化統括責任者をもってこれに充てる。

2 最高責任者は、本ポリシー及びそれに基づく規程の決定や情報システム上での

各種問題に対する処置を行う。

- 3 最高責任者は、全学の情報基盤として供される本学情報システムのうち情報セキュリティが侵害された場合の影響が特に大きいと評価される情報システムを指定することができる。この指定された情報システムを「全学情報システム」という。
- 4 最高責任者に事故があるときは、最高責任者があらかじめ指名する者が、その職務を代行する。
- 5 最高責任者は、情報システムで取り扱う情報について、機密性、完全性及び可用性の観点から、当該情報の格付け及び取扱制限の指定並びに明示等の基準を定めること。

(委員会)

第8条 本ポリシーの適正な運用による情報セキュリティの確保を図るため富山県立大学情報セキュリティ対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(情報セキュリティ管理責任者)

第9条 本学に情報セキュリティ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。

- 2 管理責任者は、情報基盤センター所長をもって充てる。
- 3 管理責任者は、最高責任者の指示により、本学情報システムの整備と運用に関し、本ポリシー及びそれに基づく対策基準等の実施を行う。
- 4 管理責任者は、本学の情報システムのセキュリティに関する連絡と通報において本学情報システムを代表する。

(情報セキュリティ監査)

第10条 最高責任者は、必要に応じ、情報セキュリティ監査を行う職員を指名することができる。

- 2 指名された職員は、最高責任者の指示に基づき、情報システムのセキュリティ対策が本ポリシー及び、本ポリシーに基づく対策基準等に従って実施されていることを監査する。

(役割の分離)

第11条 情報セキュリティ対策の運用において、やむを得ない場合を除き、以下の役割を同じ者が兼務しないこと。

- (1) 承認又は許可事案の申請者とその承認又は許可を行う者
- (2) 監査を受ける者とその監査を実施する

(インシデント対応チーム)

第12条 情報セキュリティインシデントの発生時に迅速かつ円滑な対応、発生原因の調査及び再発防止策の立案のため、本学に公立大学法人富山県立大学情報セキュリティインシデント対応チーム（次項において「インシデント対応チーム」

という。)を設置する。

- 2 インシデント対応チームの体制整備、組織及び役割については、別に定める。
(見直し)

第 13 条 本ポリシー、実施規程及び手順を整備した者は各規定の見直しを行う必要性の有無を適時検討し、必要があると認めた場合にはその見直しを行う。

- 2 本学情報システムを運用・管理する者、並びに利用者及び臨時利用者は、自らが実施した情報セキュリティ対策に関連する事項に課題及び問題点が認められる場合には、当該事項の見直しを行う。

附 則

このポリシーは、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

このポリシーは、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

このポリシーは、令和 5 年 6 月 14 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

このポリシーは、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。